

開示請求時の開示義務、及び非開示理由

	神戸市個人情報保護条例 (H10.4月施行、一部改正 H16.6月施行)	神戸市情報公開条例 (H13.12月施行)	備 考
開示義務	(開示をしないことができる個人情報) 第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報がある場合には、当該個人情報の開示をしないことができる。	(公文書の公開義務) 第10条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。	参考 法第14条(保有個人情報の開示義務) 〔法第2条第3項(保有個人情報)第2項(個人情報)〕
法令秘情報	(1) 法令等又は神戸市会会議規則(昭和31年10月21日市会議決)の規定により、本人に対し開示をすることができないとされている個人情報	(6) 法令若しくは条例若しくは神戸市会会議規則(昭和31年10月20日市会議決)の定めるところにより、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により、公にすることができないと認められる情報	法規定なし
評価等情報	(2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談、試験等に関する個人情報であって、開示をすることが適切でないと認められるもの	規定なし	法第14条第1号
第三者(開示請求者以外)の情報	(3) 第18条の規定により開示請求をした者(当該者が法定代理人等であるときは、本人)以外の第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの	(1) 特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって次に掲げるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報(いずれの場合も、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。) ア 公にしないことが正当であると認められるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人から任意に提供されたもの	法第14条第2号
法人等情報		(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの(人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。) ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	法第14条第3号
国等協力関係情報	(4) 市と国、他の地方公共団体その他公共団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされた法人(以下「国等」という。)との間における協議、協力、依頼等に基づいて市の機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示をすることにより国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの	規定なし	法規定なし

	神戸市個人情報保護条例	神戸市情報公開条例	備 考
審議検討情報	規定なし	(4) 実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が著しく損なわれ，市民の間に著しい混乱を生じさせ，又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの	法第 14 条第 6 号
事務事業執行情報	(5) 市又は国等が行う取締り，監督，検査，争訟，交渉その他の事務事業に関する個人情報であって，開示をすることにより，当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的を損ない，又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じると認められるもの	(5) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，次に掲げる支障を生じると認められるものその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生じると認められるもの ア 監査，検査，取締り又は試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を著しく困難にし，又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし，若しくはその発見を著しく困難にするもの イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく損なうもの ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を生じるもの エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を生じるもの オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を著しく損なうもの	法第 14 条第 7 号
生命等保護情報	(6) 開示をすることにより，人の生命，身体，健康，財産等の保護，市民生活の安全の確保又は秩序の維持に支障が生じると認められる個人情報	(3) 公にすることにより，人の生命，身体若しくは健康の保護又は生活の安全の確保に支障を生じ，又は生じるおそれがあると認められる情報	法規定なし

存否応答拒否

	神戸市個人情報保護条例	神戸市情報公開条例	備 考
	規定なし	(公文書の存否に関する情報) 第 12 条 実施機関は，公開請求に対し，当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで，第 10 条各号に掲げる情報を公開することとなるときは，当該公文書の存否を明らかにしないで，当該公開請求を拒否することができる。 2 実施機関は，前項の規定により公開請求を拒否したときは，速やかに第 22 条第 1 項に規定する神戸市情報公開審査会に対し，その旨を報告しなければならない。	法第 17 条